



高齢者

高齢者医療	136
介護保険	136
高齢者福祉	141
福祉施設の利用・入所	144

高齢者医療

後期高齢者医療制度は？

後期高齢者医療制度は県内の20市町が加入する愛媛県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。

75歳以上（障害認定者は65歳以上）の人は後期高齢者医療制度に加入し、医療を受けます。医療機関で受診するときは、被保険者証（カード型）が必要です。

医療機関等の窓口で支払う負担割合は、1割または3割（現役並み所得者）負担です。

 **高齢福祉課 後期高齢者医療担当** 別館2F
 089-948-6370  089-934-1763

市内に住んでいる
65歳以上の人は
『第1号被保険者』



●介護サービスを利用できるのは
介護が必要であると認定された人

市内に住んでいて
医療保険に加入している
40歳から64歳の方は
『第2号被保険者』



●介護サービスを利用できるのは
**老化が原因とされる病気（特定疾病）
により介護が必要であると認定された人**

65歳になったら保険証が交付されます

65歳になった人（第1号被保険者）には、市から保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。


要介護・要支援認定を受けている人が、市外に転出または、市内に転入した場合は？

- 転出する場合は、転出先の市町村の介護保険担当窓口で住民になった日から14日以内に認定の申請をすれば認定されていた要介護状態区分が引き継がれます。
- 転入する場合は、住民になった日から14日以内に引継認定の手続きを介護保険課で行ってください。

介護保険

介護保険制度の仕組みは？

介護保険制度は、私たちの住む市町村が運営しています。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）として保険料を納め、介護が必要となったときにサービスが利用できる仕組みとなっています。

 **介護保険課 地域包括ケア推進担当** 別館2F
 089-948-6840  089-934-0815

 **介護保険課 要介護認定審査会担当** 別館2F
 089-948-6856  089-934-0815

介護保険に加入する人は？

市内に住んでいる40歳以上の皆さんが、介護保険の加入者（被保険者）です。年齢によって、適用のされ方が2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

 **介護保険課 資格・賦課・収納担当** 別館2F
 089-948-6919  089-934-0815

介護サービスを利用するには？

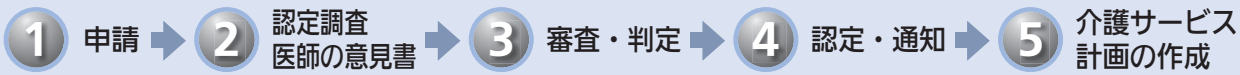
介護サービスを利用するためには、申請を行い「介護や支援が必要な状態である。」と認定される必要があります。申請すると、認定調査や医師の意見書をもとに審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

- 申請は
申請の窓口は市役所介護保険課・北条支所・中島支所です。本人または家族などのほか、居宅介護支援事業者、

高齢者



高齢者医療・介護保険



地域包括支援センター等でも代行ができます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書（窓口にあります。）
- 介護保険被保険者証（65歳以上の人）
- 健康保険被保険者証および特定疾病名（40歳から64歳までの人）
- かかりつけの医師の氏名・医療機関名



介護保険課 要介護認定申請担当 別館2F

☎ 089-948-6841 FAX 089-934-0815

認定結果の通知は？

介護認定審査会の審査結果に基づき、介護保険の対象とならない「非該当（自立）」、予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けて認定され、その結果が記載された認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。



介護保険課 要介護認定審査会担当 別館2F

☎ 089-948-6856 FAX 089-934-0815

要介護状態区分

要介護状態	心身の状態の例
要介護5	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要。 ●立ち上がりや歩行などがほとんどできない。 ●認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。
要介護4	<ul style="list-style-type: none"> ●食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 ●立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。 ●認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。
要介護3	<ul style="list-style-type: none"> ●食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。 ●立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。
要介護2	<ul style="list-style-type: none"> ●食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。 ●立ち上がりや歩行に支えが必要。
要介護1	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。 ●立ち上がりなどに支えが必要。
要支援2	<ul style="list-style-type: none"> ●食事や排泄などはほぼ自分で行うことができるが、身だしなみや清掃などの身の回りの世話に何らかの介助が必要。
要支援1	<ul style="list-style-type: none"> ●食事や排泄など基本的な日常生活はほぼ自分で行うことができるが、身の回りの世話の一部に何らかの支援が必要。

事業対象者

- 要支援1・2の人が認定の更新手続きをせずに、基本チェックリストの基準に該当した人。
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

非該当（自立）

介護保険によるサービスは受けられませんが、市が行う保健・福祉サービスなどが利用できます。

今後も介護サービスを利用する方は更新の手続きが必要です

要介護・要支援の認定があり、引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、更新の手続きが必要です。なお、要支援1・2の人で、介護予防・生活支援サ-

ビス事業のみ利用したい人は、地域包括支援センター等が実施する基本チェックリストを受けること（事業対象者として登録）で、認定の更新手続きを省略することができる場合があります。

◎高齢者の所得税法、地方税法上の控除について

要支援・要介護の認定を受けられている65歳以上の方は、税金の控除を受けることができます。

サービス利用開始までの手続きは？

要介護または要支援と認定されると、介護サービスを利用することができますが、実際に利用を開始する前に、利用するサービスの内容を具体的に盛り込んだ、介

護サービス計画（ケアプラン）を作成することが必要となります。



介護保険課 介護給付担当 別館2F

☎ 089-948-6885・6924 FAX 089-934-0815



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
休日など



料金・
支給額など

高齢者



介護保険

時

利用時間

休

休館・休園

要介護認定の通知

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1

要支援2
要支援1

事業対象者

非該当

介護サービスを利用できます

介護予防サービスを利用できます

介護予防・生活支援サービス事業を利用できます

非該当の人は必要と認められれば、市の行う一般介護予防事業（地域支援事業）が利用できます。

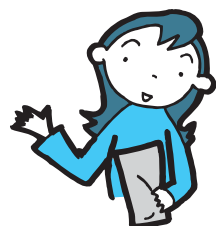


ケアプランを作成します

要介護1～5と認定された人は、在宅サービスと施設サービスのどちらを利用するかを選択し、どのようなサービスをどのくらい利用するのかという介護サービス計画（ケアプラン）を作ります。

要支援1・2と認定された人と事業対象者は地域包括支援センターでケアプランを作成します。

サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。



サービスを利用します

サービス事業者に保険証・負担割合証を提示して、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。利用者負担は原則として費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）です。

※平成30年8月より利用者負担が2割の人の中で特に所得の高い人は負担が3割になります。



高齢者



介護保険

利用者負担の支払いは？

介護サービス計画（ケアプラン）に基づいてサービスを利用するとき、皆さんがサービス事業者に支払うのは、原則としてかかった費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）です。

● 在宅サービス

介護保険では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて上限（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

※詳細につきましては、パンフレット「介護保険」または市ホームページをご覧ください。

● 施設サービス

介護保険施設に入所した場合は、サービス費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）、食費・居住費、日常生活費の合計金額が利用者の負担となります。

利用者負担が高額になったときは？

同じ月に利用したサービス費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

また、施設に入所したときや短期入所を利用したときの居住費と食費も世帯（別世帯の配偶者を含む）の所得や資産に応じて申請した月から減額されます。

※詳細につきましては、パンフレット「介護保険」または市ホームページをご覧ください。

● 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用負担を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。



介護保険課 介護給付担当 別館2F

089-948-6885・6924 FAX 089-934-0815



介護保険課 介護給付担当 別館2F

089-948-6885・6924 FAX 089-934-0815

保険料の決め方と納め方は？

介護保険は、40歳以上の人に納めていただく保険料が大切な財源となっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

● 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人々の保険料は、市町村ごとに必要なサービス費用から基準額を算出し13段階の所得に応じて決められます。納め方は年金の受給額により、2種類に決められており、原則は年金天引きです。

● 40歳から64歳の人（第2号被保険者）の保険料

国から各医療保険者あてに、加入している第2号被保険者の人数に応じて算定された介護保険の運営に必要な額が通知され、保険料が算出されます。保険料の計算方法や額は、加入している医療保険によって異なります。詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。



介護保険課 資格・賦課・収納担当 別館2F

☎ 089-948-6919・6966 FAX 089-934-0815

☺ ¥ ※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

対 象 者			年間保険料額	所得段階	
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている人 老齢福祉年金受給者であって、かつ世帯全員が市町村民税非課税の人 			35,910円 基準額×0.45	第1段階	
本人が市町村民税非課税	世帯全員が市町村民税非課税	前年中の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入の所得は除く）の合計	80万円以下	第2段階	
			80万円を超え120万円以下	55,860円 基準額×0.70	
120万円を超える	58,250円 基準額×0.73		第3段階		
本人が市町村民税非課税	同じ世帯に市町村民税が課税の人がいる	前年中の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入の所得は除く）の合計	80万円以下	71,820円 基準額×0.90	第4段階
			80万円を超える	79,800円 基準額	第5段階
本人が市町村民税課税	前年中の合計所得金額		120万円未満	95,760円 基準額×1.20	第6段階
		120万円以上200万円未満	103,740円 基準額×1.30	第7段階	
		200万円以上300万円未満	119,700円 基準額×1.50	第8段階	
		300万円以上400万円未満	135,660円 基準額×1.70	第9段階	
		400万円以上600万円未満	151,620円 基準額×1.90	第10段階	
		600万円以上800万円未満	167,580円 基準額×2.10	第11段階	
		800万円以上1,000万円未満	183,540円 基準額×2.30	第12段階	
		1,000万円以上	199,500円 基準額×2.50	第13段階	

● 平成30年度からの保険料判定改正点

平成30年度から、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、下記のとおり改正されます。

改正の内容	概 要
公的年金などの雑所得を控除する見直し（対象は1～5段階）	合計所得金額から、年金収入の所得（所得税法第35条第2項第1号に掲げる額）を控除した額を用います。
長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除額を控除する見直し	合計所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除額を控除して得た額を用います。

● 課税年金収入額とは…

国民年金・厚生年金・共済年金など、市町村民税の課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

● 合計所得金額とは…

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給額など

高齢者



介護保険



利用時間



休館・休園

納め方

特別徴収

年金が年額18万円以上の人

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
※差し引かれる年金には障害年金・遺族年金・老齢福祉年金も含まれます。

普通徴収

年金が年額18万円未満の人

送付される納付書または口座振替(自動払込)により、介護保険料を個別に納めます。
※納付書は、期限内のものに限りゆうちょ銀行やコンビニエンスストアでも使用できます。

保険料の納付が困難な場合は、早めにご相談ください。減免や徴収猶予などができる場合があります。

- 保険料段階が第2・3段階の人で著しく生活が困窮している場合
- 災害により、著しい損害を受けた場合や、生計中心者の収入が、長期入院や事業廃止などの理由により、著しく減少した場合
- 海外居住や刑務所・労役場等へ入所した場合
- 破産手続きの開始が決定され、債務の免責決定がされた場合
- 個人の民事再生計画の認可が決定され、現に再生計画中の場合

地域包括支援センターは？

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、高齢者の状態に応じ、必要な介護サービスやその他保健福祉サービスなどの社会資源との連携により、地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な支

援を行う中核的な機関です。

※下の表をご覧ください。



介護保険課 基幹型地域包括支援センター 別館2F

☎ 089-948-6949 FAX 089-934-0815

地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口） 電話番号の市外局番はすべて089です。

担当地区	名称	所在地	お問い合わせ先
湯山・五明・伊台・道後・湯築・桑原	松山市地域包括支援センター桑原・道後	持田町一丁目3-30	☎ 993-5666 FAX 993-5668
石井東・石井西・浮穴・久谷	松山市地域包括支援センター石井・久谷	井門町374-2	☎ 957-0808 FAX 957-3303
久米・小野	松山市地域包括支援センター小野・久米	南土居町67-1	☎ 970-3761 FAX 975-7620
番町・八坂・東雲・素鷲	松山市地域包括支援センター東・拓南	築山町5-11	☎ 915-7760 FAX 915-7763
新玉・雄郡・清水・味酒	松山市地域包括支援センター城西・勝山	清水町三丁目15 清水小学校北校舎1階	☎ 911-1135 FAX 911-1140
余土・垣生・生石・味生	松山市地域包括支援センター西	別府町177-1 味生ふれあいセンター1階	☎ 953-3888 FAX 952-3890
宮前・三津浜・高浜・興居島	松山市地域包括支援センター三津浜	祓川二丁目10-23	☎ 953-1130 FAX 953-1150
中島	松山市地域包括支援センター中島	中島大浦1626 中島支所3階	☎ 997-0454 FAX 997-0454
和気・潮見・堀江・久枝	松山市地域包括支援センター城北	堀江町甲338-2	☎ 911-8005 FAX 911-8006
浅海・立岩・難波・正岡・北条・河野・粟井	松山市地域包括支援センター北条	河野別府937-1 北条社会福祉センター1階	☎ 992-0117 FAX 992-0118

成年後見制度利用支援事業は？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方のうち、身寄りのない方や

身寄りの援助が期待できない方の人権を守るため、市長が家庭裁判所に対して、成年後見制度の審判を申し立て後見人等を選任することで、本人にかかる法的手続きや不利益の防止等のための支援を行います。

高齢者



介護保険

市長申し立ての相談窓口

認知症高齢者 ▶ 介護保険課
基幹型地域包括支援センター
☎089-948-6949
知的障がい者 ▶ 障がい福祉課 自立支援担当
☎089-948-6849
精神障がい者 ▶ 保健予防課 精神保健担当
☎089-911-1816



介護保険課 基幹型地域包括支援センター 別館2F

☎089-948-6949 FAX 089-934-0815

松山市権利擁護センターは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方に対し、状態に応じた包括的な相談・支援を実施するとともに、必要な事業につなぐことで、本人や家族等の権利を擁護します。

成年後見制度に関する法律相談

第2木曜（弁護士）第4木曜（司法書士）※要予約

時 8時30分～17時15分

休 12月29日～1月3日※土日祝日は予約対応



若草町8-2（松山市総合福祉センター内）

☎089-913-9046 FAX 089-941-4405

高齢者虐待への支援は？

高齢者の虐待の予防・防止のための相談支援を行います。虐待は、身体的虐待、介護・世話の放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に類型されます。地域包括支援センター（140ページ）でも相談できます。



介護保険課 基幹型地域包括支援センター 別館2F

☎089-948-6949 FAX 089-934-0815

認知症高齢者への支援は？

● 松山市認知症高齢者SOSネットワーク事業

認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域づくりのためには、地域全体での高齢者の見守りや徘徊高齢者の支援体制等が必要です。本市では各地域において

本事業にご協力いただける個人の他、様々な店舗、事業所等へ、シンボルマークを掲示していただくネットワークを進めています。

協力していただく機関や個人の方が、高齢者への適切な対応、必要なサービスへ繋ぐ支援などを行います（原則「認知症サポーター」養成講座を受講していただきます）。

徘徊等によって行方不明者となった高齢者を携帯電話等のメール機能を活用し、地域住民等の協力を得て早期発見・保護に努めています。

ご家族の方へ

徘徊による行方不明が心配される高齢者を予め登録することで、行方不明時に迅速な対応に繋がります。認知症状が心配なご家族の方、本事業にご協力をいただける事業所等いずれも地域包括支援センター（140ページ）でも相談できます。

● 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊の見られる高齢者に小型の電波発信機を携帯していただき、行方が分からなくなった場合に、ご家族からの連絡を受けた受信センターが、速やかに位置を検索しご家族に知らせます（利用料が必要です）。



市社会福祉協議会 地域支援課

☎089-941-3828 FAX 089-941-4408



介護保険課 基幹型地域包括支援センター 別館2F

☎089-948-6949 FAX 089-934-0815

高齢者福祉

高齢者の定期予防接種

高齢者のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は本人が接種を希望した場合、一部自己負担で

予防接種名	対象者（※1）	実施期間	費用（※2） （自己負担額）	実施場所
高齢者のインフルエンザ	65歳以上の人	平成30年10月15日 ～平成30年12月31日 （期間中に1回の接種に限ります）	1,000円	委託医療機関
高齢者の肺炎球菌感染症	平成30年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に到達する人	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日 （生涯1回限りです）	4,000円	

（※1）接種時に60～64歳で心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫低下の重度障害（身体障害者手帳1級相当）を有する人も対象となります。

（※2）ただし、生活保護受給者は、所定の手続きにより無料で接種できます。



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給額など

高齢者



高齢者福祉



利用時間



休館・休園

受けられます。



保健予防課 予防接種担当 保健所1F
☎ 089-911-1858 FAX 089-923-6062

生きがいデイサービスは？

おおむね65歳以上の人で介護保険サービスの対象外（自立）の人が、希望する生きがいデイサービスセンターに通所し、創作・趣味・スポーツなどの活動をして、送迎・入浴・給食等のサービスの提供を受けることにより、充実した生活を送ってもらうものです（利用料が必要です）。



高齢福祉課 団体運営支援担当 別館2F
☎ 089-948-6410 FAX 089-934-1763

配食サービスは？

おおむね65歳以上の1人暮らしや高齢者のみの世帯、または心身障がいのある世帯などであって、日常生活において食事の調理が困難な世帯に対し、食事をお届けします（利用料が必要です）。



市社会福祉協議会 ボランティア活動推進課
☎ 089-941-3589 FAX 089-941-4408
高齢福祉課 高齢者対策担当 別館2F
☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1763

すこやか介護支援は？

家庭で6カ月以上継続して介護保険の在宅サービスを利用している低所得の高齢者に対して、要介護度に応じて支援金を支給します。（対象の人には、12月頃に申請書を送付します。）



高齢福祉課 高齢者対策担当 別館2F
☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1763

長寿祝金支給事業は？

長寿の節目（満88歳、満100歳）を迎えられた市民の皆さんに祝金を支給します。（対象の人には、6月頃に申請書を送付します。）



高齢福祉課 高齢者対策担当 別館2F
☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1763

緊急通報装置の設置は？

緊急通報装置を設置し、1人暮らしなどの高齢者に対し、急病などの緊急時にじん速かつ適切な措置を講じ、平常時には相談を受け付けたり安否確認を行います（利用料が必要です）。



高齢福祉課 高齢者対策担当 別館2F
☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1763

高齢者のための日常生活用具の給付などは？

援護を必要とする低所得の1人暮らしなどの高齢者や寝たきり高齢者のいる世帯に対して、日常生活用具の給付などを行っています。（給付）自動消火器、電磁調理器、火災警報器、（貸与）福祉電話



高齢福祉課 高齢者対策担当 別館2F
☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1763

独居高齢者訪問活動は？

1人暮らしの高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、声かけ訪問などを行うみまもり員を、各地区ごとに配置しています。



高齢福祉課 高齢者対策担当 別館2F
☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1763

ふれあい・いきいきサロンは？

65歳以上の高齢者が心身機能の維持向上及び介護予防を目的に歩いて通える拠点に月2回以上集い介護予防メニューを行う自主的なサロン活動を支援しています。



市社会福祉協議会 地域支援課
☎ 089-941-3828 FAX 089-941-4408
介護保険課 基幹型地域包括支援センター 別館2F
☎ 089-948-6840 FAX 089-934-0815

介護予防事業は？

65歳以上で、要介護、要支援認定を受けていない方に対して、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」に役立てるサービスを一定期間提供することによって、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。（利用料が必要です。詳細は地域包括支援センター [140ページ] へお問い合わせください。）



介護保険課 基幹型地域包括支援センター 別館2F
☎ 089-948-6840 FAX 089-934-0815

愛の一声訪問は？

77歳以上の1人暮らしの高齢者（安否の確認が必要な人）に乳酸菌飲料を週2回配りながら安否確認を行っています。（無料）

なお、対象者は民生委員を通じて随時受付しています。

高齢者



高齢者福祉



市社会福祉協議会 地域支援課

☎ 089-941-3828 FAX 089-941-4408

家族介護教室は？

介護における基礎知識・家族介護者等の健康管理などを内容とした教室を開催します。(詳細は地域包括支援センター [140ページ] へお問い合わせください。)



介護保険課 基幹型地域包括支援センター 別館2F

☎ 089-948-6949 FAX 089-934-0815

理容サービスは？

在宅で寝たきりの高齢者に訪問理容サービスを提供することによって、保健衛生の向上に努めています。

利用券方式により、年4回以内の利用ができます。散髪代の実費は必要です。(ただし市民税の非課税世帯は無料です。)



市社会福祉協議会 余土支所

☎ 089-971-6790 FAX 089-971-6780

敬老マッサージは？

市内に住所のある70歳以上の高齢者が、保険適用外のマッサージなどの施術を受ける場合に、料金の一部を助成します。

補助回数…1人につき1年度6回

補助額…施術1回につき1,000円



高齢福祉課 高齢者対策担当 別館2F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1763

高齢クラブは？

高齢者の生活を豊かなものにするため、おおむね60歳以上の人で自主的に高齢クラブを組織し、健康増進、社会奉仕、教養講座、研修旅行、レクリエーション活動などを行っています。入会を希望する人は、各地域の高齢クラブ会長または市高齢クラブ連合会事務局までお問い合わせください。

● 松山市高齢クラブ連合会事務局

若草町8-2 ☎ 089-921-2161



高齢福祉課 団体運営支援担当 別館2F

☎ 089-948-6410 FAX 089-934-1763

松山市シルバー人材センターは？

おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員となり、家庭・企業・公共団体から、家事援助・保育子育て・介護業務・事務作業・施設管理・剪定・除草・

その他の軽作業など多様な仕事を引き受けています。入会や仕事の依頼については、市シルバー人材センターへお問い合わせください。



市シルバー人材センター 若草町8-3

☎ 089-933-7373 FAX 089-933-0131

運転免許返納に対する支援は？

運転免許証を返納された方に対し、公共交通機関の交通利用券や飛鳥乃湯泉招待券などを交付しています。

選べるプラン

飛鳥乃湯泉プラン (交付額5,500円相当)	交通利用券プラン (交付額5,000円相当)
「飛鳥乃湯泉」 2階大広間招待券 (2回分2,500円相当) + 交通利用券 (3,000円相当)	交通利用券 (5,000円相当)
<ul style="list-style-type: none"> ・ICい〜カード ・タクシー利用券 ・興居島フェリー回数券 ・JR四国旅行券 ・安居島フェリー利用券 ・中島汽船バス利用券 ※6種類から1つを選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ICい〜カード ・タクシー利用券 ・興居島フェリー回数券 ・JR四国旅行券 ・安居島フェリー利用券 ・中島汽船バス利用券 ※6種類から1つを選択

⇔ どちらかを選択



市有施設の割引 (平成29年6月から実施中)

対象施設	通常料金 (★は高齢者料金)	割引後料金	割引回数・期間
総合コミュニティセンター温水プール	①最初1時間250円 ②以降1時間200円	①125円 ②100円	・回数制限なし ・本事業終了まで
アクアパレット	1時間250円	1時間125円	
子規記念博物館(常設展)	200円 (★)	無料	・回数制限なし ・発行日から1年間
坂の上の雲ミュージアム			
道後温泉本館 神の湯 2階席	840円	670円	・1人1回限り ・平成31年1月14日まで

※割引を受けるためには、本市から送付するクーポン券などが必要

● **対象** 本市に住民登録のある65歳以上で、平成25年6月1日以降に有効な運転免許証を自主返納(全部取消)した人。ただし、過去にこの制度により乗車券などの交付を受けている人は対象外

● **申し込み** 返納時に申請＝直接、申請書(申請場所にあり)を運転免許センター(勝岡町)または松山東・西・南警察署へ▶後日申請＝直接、申請書(申請場所にあり)と「申請による運転免許の取消通知書」(原本)を都市・交通計画課(市役所本館7階)へ
※利用券などは、申請後30日程度で自宅に郵送

● 問い合わせ

都市・交通計画課 ☎ 089-948-6863

FAX 089-934-1807

運転免許証の返納について＝県運転免許センター

☎ 089-934-0110



都市・交通計画課 交通安全・駐輪担当 本館7F

☎ 089-948-6863 FAX 089-934-1807



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
休日など



料金・
支給額など

高齢者



高齢者福祉

時

利用時間

休

休館・休園

高齢者住宅整備資金貸付制度は？

● 高齢者専用居室整備

対象 親族である60歳以上の人と同居し、または同居しようとする20歳以上の人

要件 現に市内で同居し、または同居しようとする家屋の新築（購入）、増・改築をするとき

融資金額 1件当たり10万円以上200万円以下

償還期間 10年以内 利率 年3%

利子補給制度があります。

● 高齢者専用居室外改造

対象 市内在住の20歳以上の人（単身高齢者世帯または高齢者夫婦世帯については、高齢者本人を含む）

要件 市内在住の60歳以上の人の居住環境を改善するため、浴室、便所、洗面所などの改造をするとき

融資金額 1件当たり100万円以下

償還期間 10年以内 利率 年3%

利子補給制度があります。

● 申し込み 市内の各農協および四国労働金庫

● お問い合わせ 高齢福祉課



高齢福祉課 高齢者対策担当 別館2F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1763

高齢者週間中の行事

高齢福祉課 高齢者対策担当 別館2F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1763

9月15日は老人の日。市では、この日を中心として高齢者週間中、社会の発展に尽くされたお年寄りを敬い長寿を祝うとともに、種々の敬老の催しを行っています。高齢者趣味の作品展やマッサージの無料奉仕や1日施設長を行うほか、満100歳の人に記念品を贈ります。

福祉施設の利用・入所

養護老人ホームへの入所は？

65歳以上の人で、環境上および経済的理由により、家庭において養護を受けることが困難な場合に入所できます。

● 養護老人ホーム江南荘ほか

恵原町甲880 ☎ 089-963-1655



高齢福祉課 高齢者対策担当 別館2F

☎ 089-948-6408 FAX 089-934-1763

軽費老人ホームへの入所は？

60歳以上の健康な高齢者で、家庭環境・住宅事情などで困っている場合に入所できます。

● 軽費老人ホーム恵原荘ほか

恵原町甲887-1 ☎ 089-963-2955



市社会福祉事業団 ハーモニープラザ 若草町8-3

☎ 089-921-5311 FAX 089-921-5995

公共施設ガイド

※MAPは巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。

いきがい交流センターしみず

時 9時～16時30分

休 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日

■ 施設の概要

県内初の試みとして学校の余裕教室を活用し、高齢者の生きがいづくりの場として、地域交流事業や講座等を実施しています。学習および相互扶助の実践を通して福祉・学習コミュニティの形成と学社融合を推進する地域福祉の拠点として活用されています。



市社会福祉協議会 地域支援課

清水町3-15（清水小学校北校舎2階）

☎ FAX 089-923-1355 MAP M-3

総合福祉センター

時 ・総合福祉センター

9時～21時

・老人福祉センター

9時～16時30分

・身体障害者福祉センター

9時～17時15分

休 ・総合福祉センター

12月29日～1月3日

・老人福祉センター

日曜日・祝日・12月29日～1月3日

・身体障害者福祉センター

毎週土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

● 申し込み期間

・総合福祉センター

福祉団体 使用日の6カ月前から前日まで

その他 使用日の1カ月前から前日まで

・老人福祉センター

使用日の開館時間内

・身体障害者福祉センター

事前にご相談ください。

（申し込み 身体障害者福祉センター）

高齢者



福祉施設の利用・入所

● 利用資格（市内在住の人）

- 総合福祉センター
高齢者、身体障がい者とその介護者、その他の福祉関係者
- 老人福祉センター
満65歳以上の人、高齢クラブ員
- 身体障害者福祉センター
身体障がい者とその介護者

● 電話案内 電話番号の市外局番はすべて089です。

- 市総合福祉センター ☎ 921-2111(代)
- 松山市社会福祉協議会 ☎ 941-4122(代)
総務調整課 ☎ 941-4122
施設管理課 ☎ 921-2111
地域支援課・団体支援課 ☎ 941-3828
☎ 941-4408
権利擁護センター ☎ 913-9046
☎ 941-4405
- ボランティアセンター ☎ 921-2141
聴覚総合支援室 ☎ 921-2143
☎ 921-2142
- 調査支援課 ☎ 943-6300
身体障害者福祉センター ☎ 921-2151(代)
☎ 921-2152
- 親子通園くれよん ☎ 934-1201
☎ 921-2152
- 老人福祉センター ☎ 921-2161(代)
☎ 934-2221

■ 施設の概要

市民と行政が一体となって推進している地域福祉活動の拠点施設。

3階に老人福祉センター、2階に身体障害者福祉センター、1階に障害者団体事務室が設置されるなど、高齢者、障がい者、ボランティア等がふれあい、総合的に福祉活動を推進している。

市社会福祉協議会 施設管理課



若草町8-2 MAP L-4

☎ 089-921-2111 FAX 089-941-4408

ハーモニープラザ

125ページをご覧ください。



若草町8-3 MAP L-4

☎ 089-933-9211



松山市老人福祉センター

時 9時～16時30分

休 日曜日・祝日・12月29日～1月3日

■ 施設の概要

高齢クラブ員や65歳以上の人、自由に利用できる高齢者の社交場です。テレビ、囲碁、将棋などを備え付

け、生活・健康相談、レクリエーション、高齢クラブの育成などの事業を行っています。



若草町8-2（総合福祉センター3階） MAP L-4

☎ 089-921-2161 FAX 089-934-2221

松山市鷹子老人福祉センター

時 9時～16時30分

休 日曜日・祝日・12月29日～1月3日

■ 施設の概要

高齢クラブ員や65歳以上の人、自由に利用できる高齢者の社交場です。テレビ、囲碁、将棋などを備え付け、生活・健康相談、レクリエーション、高齢クラブの育成などの事業を行っています。

※会議室等の使用については、一部有料となる場合があります。詳しくは鷹子老人福祉センターへお問い合わせください。



鷹子町740 MAP L-6

☎ 089-955-6183 FAX 089-955-6186

松山市中村老人福祉センター

時 9時～16時30分

休 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

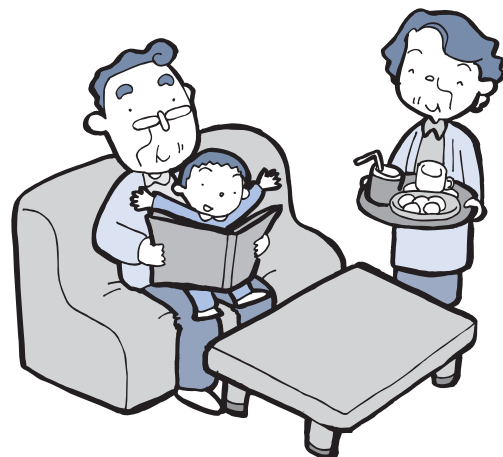
■ 施設の概要

高齢クラブ員や65歳以上の人、自由に利用できる高齢者の社交場です。テレビ、囲碁、将棋などを備え付け、生活・健康相談、レクリエーション、高齢クラブの育成などの事業を行っています。



中村三丁目2-34 MAP O-7

☎ FAX 089-932-1528



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給額など

高齢者



福祉施設の利用・入所

時

利用時間

休

休館・休園